

要 点 録

平成27年2月25日作成

会議の内容	平成26年度第3回島本町国民健康保険運営協議会		
会議の開催日時	平成27年2月12日(木) 午後2時～午後2時44分		
会議の開催場所	住民委員会室	公開の可否	○可・一部不可・不可
事務局(担当課)	保険年金課	傍聴者数	2名
非公開の理由 (非公開の場合)会議の一部非公開を含む。			
出席委員	水谷会長、宇城委員、水無瀬委員、石上委員、 中小路委員、豊島委員、濱田委員、玉利委員		
会議の議題	1. 国民健康保険料賦課限度額の改正について(諮問) 2. 平成27年度国民健康保険事業特別会計当初予算案等について 3. その他		
配布資料	資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

平成26年度第2回島本町国民健康保険運営協議会要点録

新委員紹介

1. 国民健康保険料賦課限度額の改正について（諮問）

会 長： 町長から諮問があります。

(町長から会長に別紙諮問書を提出)

会 長： それでは、案件1「国民健康保険料賦課限度額の改正について」を議題といたします。なお、本日、本協議会は国民健康保険運営協議会規則に基づき、「国民健康保険料賦課限度額の改正について」後ほど町長に答申を行う予定です。内容につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 資料を基に出産育児一時金支給額の改正について説明。

会 長： ご意見、ご質問はありませんか。

委 員： 賦課限度額が上がることについては、全国的な問題として上がることはやむを得ないと考えているが、島本町では賦課限度額が上がることによって、影響する世帯数は資料で確認できるが影響する金額はどうなっているか。

事務局： 現状では約50世帯が影響し、1世帯最大4万円の影響があるため最大で200万円の影響額があります。

委 員： 軽減対象世帯が拡大されることによる影響額はどのくらいか。

事務局： 翌年度の料率が決まっていないため見込みではありますが、2割軽減が160万ぐらい5割軽減が70万円ほど見込まれます。

委 員： 賦課限度額を上げたことによる影響額と軽減対象世帯拡大に伴う影響額がほぼ同額ということか。

事務局： 現在の見込みではそのようになります。

会 長： 他に意見もないようですので、国民健康保険料賦課限度額の改正について、運営協議会規則第6条により、委員の決議を求めます。国民健康保険料賦課限度額の改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

会 長： 挙手全員でありますので、国民健康保険料賦課限度額の改正について、その内容を妥当なものとして認め、答申することとしてよいでしょうか。

(異議なしの声あり)

会 長： 答申につきましては、私から後日、あらためて町長にお渡ししたいと思っておりますのでご了承をお願いします

2. 平成 27 年度国民健康保険事業特別会計当初予算案等について

会 長： 続きまして、案件 2 「平成 27 年度国民健康保険事業特別会計当初予算案等について」事務局から説明願います。

事務局： 資料を基に国民健康保険事業特別会計当初予算案等について説明。

会 長： ご意見、ご質問はありませんか。

委 員： 国民健康保険の会計なので保険料を中心とした国民健康保険の収入で運営することが好ましいと考える。そのため一般会計繰入金は少ないに越したことはないと思うが、基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金がある中で、その他一般会計繰入金とはどのようなものがあるのか。

事務局： その他一般会計繰入金の合計は 3,284,000 円となっています。国民健康保険財政は保険料と公費の部分があり、また繰入金につきましては法で定められている繰入金と法で定められていない繰入金があります。基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金等は法で定められた繰入金でございます。その他一般会計繰入金は法律では定められていないものの厚労省から予算として組むよう指摘がある繰入金でございます。内訳としては、保険料の独自減免を行った際に、一般会計より補てんされるものと、地方単独事業として医療費助成を行うことで医療費が増加した影響額を一般会計から繰入れるものでございます。

会 長： 国民健康保険が平成 30 年度から都道府県化になると聞いているが、被保険者にとってどのような影響があるか。

事務局： 現時点でわかっておりますことは、都道府県が市町村に被保険者所得や、保険給付実績などを勘案した分賦金を納付させることが検討されています。

平成 27 年度に広域化に向けた法改正がなされることから、今後、どのような影響があるか、動向を注視して参りたいと考えております。

3. その他

事務局： 事務局からは、特にございませぬ。

会 長： 委員の皆様から他に何かございませぬか。

会 長： ないようですので、これで本日の会議を閉会いたします。長時間にわたり、審議をいただきましてありがとうございます。